

## 「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正等に伴い、2024年1月1日より「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新
<p>第5章 外国証券取引口座約款</p> <p>第3条(外国取引等における留意事項)</p> <p>お客様は外国取引および国内店頭取引の注文については、次の事項を了解の上で行うものとします。</p> <p>①～②(省略)</p> <p>③ 外国取引の売買の成立日は、売買の成立を当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)となること</p> <p>④～⑦(省略)</p> <p>第8条(直接管理証券に関する権利の処理)</p> <p>(1)～(7)(省略)</p> <p>(8) (1)から(5)に定める金銭、代金および証券は、源泉徴収税の徴収の要否その他のお支払に係る取扱いが確定した後、相当の期間内にお客様へのお支払または本口座への記帳を行います。この場合、外貨と円貨の換算は、基本約款 <u>24</u> 条にかかわらず当社の定める日の当社の定めるレートによります。</p> <p>(9)(省略)</p> <p>2024年1月</p>

旧
<p>第5章 外国証券取引口座約款</p> <p>第3条(外国取引等における留意事項)</p> <p>お客様は外国取引および国内店頭取引の注文については、次の事項を了解の上で行うものとします。</p> <p>①～②(省略)</p> <p>③ 外国取引の売買の成立日は、売買の成立を当社が確認した日となること</p> <p>④～⑦(省略)</p> <p>第8条(直接管理証券に関する権利の処理)</p> <p>(1)～(7)(省略)</p> <p>(8) (1)から(5)に定める金銭、代金および証券は、源泉徴収税の徴収の要否その他のお支払に係る取扱いが確定した後、相当の期間内にお客様へのお支払または本口座への記帳を行います。この場合、外貨と円貨の換算は、基本約款 <u>30</u> 条にかかわらず当社の定める日の当社の定めるレートによります。</p> <p>(9)(省略)</p> <p>2023年4月</p>